

成 監 第 117 号
平成 29 年 6 月 15 日

請求人 ●●●●●● 様
●●●●●● 様

成田市監査委員 三浦 弘
成田市監査委員 佐々木 宏之

成田市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成 29 年 4 月 25 日付で提出され、同年 5 月 2 日に受理することを決定した地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく成田市職員措置請求について、同条第 4 項の規定により下記のとおり監査の結果を通知します。

記

1 請求人

略

2 請求の要旨

（原文のまま掲載）（別紙事実証明書略）

第 1. 請求の要旨

1. 政務活動費

1) 政務活動費の使途基準

成田市市議会議員会派に交付される政務活動費は、成田市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という）に基づき、成田市議会の会派に対し一人当たり月額 6 万円が交付される。

使途について、成田市議会政務活動費取扱基準（以下「基準」という）において、次の経費に使用することができるとし、①調査研究費 ②研修費 ③広報費 ④広聴費 ⑤要請及び陳情活動費 ⑥会議費 ⑦資料作成費 ⑧資料購入費 ⑨人件費 ⑩事務所費、の 10 項目に区分されている。

2) 調査研究費

調査研究費は、①調査研究費には、「会派及び議員が行う市の事務・地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

（例）資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費、自動車等の燃料費、携帯電話・インターネット等の通信費等

*宿泊費は議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に準拠した額とする（1泊 14000 円以内）

- *燃料費は年額180,000円(1人当たり)を限度とする。
- *携帯電話・電話代(FAXを含む)は年額240,000円(1人当たり)を限度とする。なお、インターネット接続料は全額可とすると定められている。

3) 政務活動費の報告

条例第9条(政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費収支報告書(別記様式。以下「収支報告書」という)に政務活動に係る支出の領収書又はこれに準ずる書類(以下「領収書等」という)を添えて、議長に提出しなければならない)とし、条例第12条(議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書等について必要に応じ調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする)とされている。

2. 電話代の使用について

1) 電話代の支出

別紙1 平成27年度 政務活動費 内訳(21名分)によると、会派に交付された政務活動費は、各議員の「調査研究費②通信費」の電話代として、合計314万264円支出している。別紙2(平成27年度政務活動費 電話料金 支出一覧)

2) 電話の使用実態

議員が会派を経由して提出した領収書記載の固定電話は、各議員の自宅に設置されており、家族と共同で使用していると思われる。議員が所有する携帯電話の使用は、調査研究活動以外の、会派活動や議員個人の使用が含まれていると思われ、区別できない。

3. 違法行為

- 1) 21名の議員に、会派を通して交付された調査研究費②通信費の支出、314万264円は違法である。50%按分後の164万7716円が政務活動費となる。

政務活動費は、条例に基づき経費の範囲が示され、その取扱いについては基準に示されているとおりで、政務活動以外の目的に使用することは規制されている。このため、議員の自宅に設置され、家族も自由を使用することが出来る状態にある電話料金を全額(100%)政務活動に使用した、と認めることは出来ない。

また、携帯電話の使用については、政務活動以外の使用を規制することは出来ず、政党活動などの使用と明確に区分することは不可能である。

2) 電話料金の按分

明確に区分することが出来ない電話料金は、50%の按分をもって政務活動費の請求とすることが妥当であり、多くの自治体の使用実態、判決

例から示されている。

3) 政務活動費の返還

条例第10条（政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。）に該当するので149万2548円は、返還されなければならない。

第2. 求める勧告措置

成田市長に対し、会派に交付され、21名の議員に支出した314万264円のうち、50%按分後の差し引き、149万2548円を、成田市へ返還請求するよう勧告されたい。

以上、地方自治法242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

以上

3 請求の受理

成田市職員措置請求書（以下「本請求書」という。）は、形式上、所定の要件を備えているものと認め、受理した。

4 監査委員の除斥

宇都宮高明監査委員は、本件監査請求において監査対象とされている会派に所属していることから、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

5 監査の実施

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成29年5月15日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与え、陳述の聴取を行った。なお、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 監査対象部局

監査対象事項について議会事務局を監査対象部局とし、平成29年5月15日に陳述の聴取を行うとともに、関係書類の収集及び事実関係の調査を行った。

(3) 関係人調査

平成29年5月8日から同年5月19日の間に、関係人である政友クラ

ブ・豪政会・成田自民の会・リベラル成田・新風成田（以下、「本件会派」という。）に対し、平成27年度（5月～3月分）政務活動費について、文書により各会派としての見解の提出を求めた。

6 監査対象事項

本件監査請求の趣旨等を勘案し、平成27年度（5月～3月分）政務活動費の交付を受けた成田市議会の各会派及び議員において、請求人が違法と指摘する支出項目について政務活動費としての使途基準に合致していない支出があるかどうか、その結果、市長が会派に対して返還請求を行うべきかどうかを監査対象事項とした。

7 監査の結果

本件監査請求については、次のとおり決定した。

本件監査請求には、理由がないものと判断し、請求を棄却する。

8 事実の確認

(1) 政務活動費の概要

本件監査請求に係る法令の内容は、おおむね次のとおりである。

① 地方自治法

(ア) 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない（第100条第14項）。

(イ) 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする（第100条第15項）。

(ウ) 議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする（第100条第16項）。

② 成田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第4号）

(ア) 政務活動費の交付対象

政務活動費は、会派に対して交付する（第2条）。

(イ) 政務活動費の交付額

政務活動費の年額は、毎年度、4月1日現在における会派の所属議員数に72万円を乗じて得た額とする（第3条第1項）。

(ウ) 政務活動費を充てることのできる経費の範囲

政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、別表に定めるとおりとする（第7条）。

別表

項 目	内 容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

(注) 本件監査請求に係る項目のみ抜粋している。

(エ) 収支報告書の提出

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに政務活動費収支報告書(以下「収支報告書」という。)に、政務活動に係る支出の領収書又はこれに準ずる書類(以下「領収書等」という。)を添えて、議長に提出しなければならない(第9条)。

(オ) 政務活動費の返還

政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない(第10条)。

(カ) 収支報告書等の保存及び閲覧

議長は、収支報告書及び領収書等を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

成田市住民基本台帳に記録されている者及び成田市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人は、議長に対し、収支報告書及び領収書等の閲覧を請求することができる(第11条)。

(キ) 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める(第13条)。

③ 成田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年規則第4号)

(ア) 交付の申請

政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、政務活動費交付申請書により市長に申請しなければならない(第2条第1項)。

(イ) 交付の決定

市長は、交付の申請があったときは、交付すべき政務活動費の額を決定し、政務活動費交付決定通知書により当該会派の代表者に通知するものとする(第3条)。

(ウ) 交付の請求

交付の決定を受けた会派の代表者は、政務活動費の交付を受けようとするときは、政務活動費交付請求書により政務活動費の交付日前15日までに、市長に請求しなければならない(第4条)。

(エ) 収支報告書の写しの送付

議長は、収支報告書の提出があったときは、その写しを市長に送付しな

なければならない（第6条）。

(オ) 会計帳簿の調製保管

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない（第7条）。

④ 成田市議会政務活動費取扱基準

成田市議会では、政務活動費の適正な執行を確立するため、成田市議会政務活動費取扱基準（以下、「基準」という。）を定め、平成25年4月1日に施行した。その主たる内容は、以下のとおりである。

1. 政務活動費は、次の経費に使用することができる。

① 調査研究費

・会派及び議員が行う市の事務・地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

（例）資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費、自動車等の燃料費、携帯電話・インターネット等の通信費等

* 宿泊費は議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に準拠した額とする。（1泊14,000円以内）

* 燃料費は年額180,000円（1人当たり）を限度とする。

* 携帯電話・電話代（FAX含む）は年額240,000円（1人当たり）を限度とする。なお、インターネット接続料は全額可とする。

（注）本件監査請求に係る項目のみ抜粋している。

2. 政務活動費は、次の経費に使用することができない。

① 交際費的な経費

（例）餞別、慶弔、寸志、病気見舞、慶弔電報、年賀状（購入及び印刷代金）、名刺印刷代金、祝賀会費、激励会費等

② 政党活動に属する経費

（例）党費、党大会賛助費、党大会参加費、党大会参加のための旅費

③ 選挙活動に伴う経費

（例）選挙時の各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成費

④ 後援会活動に係る経費

（例）後援会事務所の設置・維持費、後援会発行の広報紙

⑤ 会議に伴う食事以外の飲食

（例）飲食を主目的とする会議の出席費用、各種団体の会食だけの出席費用

⑥ 私的活動に関する経費

（例）レクリエーション等の経費

3. 会計帳簿等の保管

・各会派及び議員は、政務活動費の保管状況を明確にするとともに、その経理については、次に定めるところにより処理するものとする。

- ① 支出に当たっては、各項目領収書を全て徴することとする。ただし、やむを得ない理由による場合は、会派の代表者発行の支払い証明書をもってこれに代えることができる。
- ② 経理責任者は、所要の会計帳簿及び証書類を整理し、収支報告書の提出期限から5年間保管する。

4. 収支報告書の開示

・収支報告書の閲覧請求又は、公文書公開条例に基づく開示請求があった場合は、これを公開する。

(2) 本件会派に交付された政務活動費の状況について

平成27年度に本件会派に交付された政務活動費（平成27年5月から平成28年3月分）の内、調査研究費の交付状況は次のとおりである。

(円)

	政友クラブ	豪政会	成田自民の会	リベラル成田	新風成田
調査研究費	3,635,474	1,064,509	1,324,554	858,400	728,756

(3) 監査対象部局の説明

議会事務局から示された見解については次のとおりである。

- ① 政務活動費の交付については、地方議会の議員が調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として支給されるものであり、会派及び議員が執行機関から独立して活動していく上で、支障の無いように政治活動の自由を保障すべきものであると考えている。
- ② 政務活動費の支出の対象となった調査研究活動の判断については、調査目的と市政との関連性、調査方法や内容の妥当性、調査活動と支出経費との妥当性などについて総合的に考慮する必要があるが、地方議会の議員には、市政の向上と発展のため、日常的に調査研究が期待されており、調査研究の対象は広範囲に及ぶこと、また、調査方法も多様であることから、政務活動費をどのように使用するかについては、立法趣旨の観点からも議員の自主性及び自立性を尊重し、その裁量にゆだねるといのが、法及び条例の趣旨であると解される。
- ③ 政務活動費の使途については、議員の自律的な良識に基づく判断にゆだねられているが、調査研究の対象については広範囲に及ぶものであり、調査の方法についても、多様であることから、調査研究活動に伴う経費としての適否については議員の裁量が認められるものと解している。
- ④ 現行の成田市議会政務活動費の制度では会派に支給される

ことから、会派によっては実際の政務活動費としての支出額が交付額を超えており、その超えている金額については私費から支出している。

- ⑤ このたびの政務活動費については、会派及び議員が行う調査研究活動が各議員の自主的な判断に基づくものであり、使用形態の妥当性、支出経費との相当性を欠くことが明らかであると認められる支出には該当しないことから、条例で定める使途基準に反する目的外の支出とは言えないと認識している。
- ⑥ 今回、市民から住民監査請求が提出されたことを厳粛に受け止め、理解が得られるよう努めるとともに、成田市議会議員の調査研究活動に資するために必要な経費である政務活動費については、著しく変化する社会情勢への対応や、一層の透明性の確保を目指し、取扱基準の見直しを含めた検討を行い、さらなる支出の適正化に努めていく。

(4) 関係人の説明

本件監査請求に対し、本件会派から得られた見解は次のとおりであった。
(文章は原文のまま引用している。)

① 政友クラブ

平成27年度の政務活動費については、成田市議会の政務活動費取扱基準に従って、適正に処理されたものであります。しかし、今般の社会情勢や判例などから、ご指摘の点については、按分による収支報告書の訂正を考えております。

② 豪政会

成田市議会政務活動費取扱基準に定める携帯電話・固定電話の限度額を遵守し、その範囲内で適正に処理しているところであります。今後については、取扱基準の見直しが必要であれば、市民へのより一層の透明性を確保するための基準をあらゆる角度から検討し、対応していくものと考えています。

③ 成田自民の会

政務活動費については取扱基準に従って支出しているものであり、今回、監査請求の対象となっている通信費についても、会派としては、支出の限度額を大きく下回っており、条例・取扱基準に違反・逸脱しているとは考えておりません。

ただし、指摘のありました按分の考え方については、政務活動費に係る判例や他市の状況などから、見直しの必要性があれば、より透明性を確保するという観点からも適切に対応したいと考えています。

④ リベラル成田

政務活動費については、条例・取扱基準に基づき処理していますので、

監査請求にある電話代を全額請求していることが、違反・逸脱した目的外の支出ということには当たらないと当会派では考えています。

しかしながら、当会派としては、政務活動費に関する判例等からみた全国の地方議会の状況を考えますと、今回の監査請求にある按分の見直しについては、その必要性を感じているところです。

なお、今後は取扱基準の見直しも含めて、政務活動費に関する検討が必要になると考えています。

⑤ 新風成田

我が会派における政務活動費については、条例や政務活動費取扱基準に従い、適切に処理しておりますことから、違法な支出や目的以外の支出には当たらないと考えております。

しかしながら、昨今の社会情勢への対応や、一層の透明性確保の観点からも、取扱基準の見直しを含めた検討の必要性を感じています。

(5) 政務活動費の修正及び返還について

成田市議会政務活動費取扱基準については、平成29年5月26日に開催された会派代表者会議において基準の改訂が決定され、同年6月2日の全員協議会において報告の後、同日付で施行された。

平成27年度（5月～3月分）政務活動費収支報告書については、各会派とも改訂後の基準に準じて検証が行われ、その際、燃料代及び電話代（それぞれ調査研究費）についてはその4分の1を政務活動費として計上し、備品購入費（資料作成費）についてはその2分の1を政務活動費として計上するものとして修正が行われた。

本件会派の状況は次のとおりである。

① 政友クラブ

政友クラブは、平成29年6月7日付で平成27年度（5月～3月分）政務活動費収支報告書（修正）を議長に提出した。その内容は、同報告書の支出における調査研究費を「3,635,474円」から「1,394,835円」に修正する。さらに、資料作成費を「639,267円」から「514,225円」に、支出合計額を「7,088,441円」から「4,722,760円」に修正し、交付額「6,600,000円」との差額「1,877,240円」を返還するというものであった。

同月12日、政務活動費1,877,240円を市が収納したことを議会事務局関係書類及び成田市執行管理システムにより確認した。

② 豪政会

豪政会は、平成29年6月7日付で平成27年度（5月～3

月分) 政務活動費収支報告書(修正)を議長に提出した。その内容は、同報告書の支出における調査研究費を「1,064,509円」から「266,630円」に修正する。さらに、資料作成費を「402,292円」から「259,392円」に、支出合計額を「3,237,873円」から「2,297,094円」に修正し、交付額「2,640,000円」との差額「342,906円」を返還するというものであった。

同月12日、政務活動費342,906円を市が収納したことを議会事務局関係書類及び成田市執行管理システムにより確認した。

③ 成田自民の会

成田自民の会は、平成29年6月7日付で平成27年度(5月～3月分)政務活動費収支報告書(修正)を議長に提出した。その内容は、同報告書の支出における調査研究費を「1,324,554円」から「331,129円」に修正する。さらに、資料作成費を「608,071円」から「585,769円」に、資料購入費を「302,906円」から「302,852円」に修正し、支出合計額を「3,500,556円」から「2,484,775円」に修正し、交付額「2,640,000円」との差額「155,225円」を返還するというものであった。

同月12日、政務活動費155,225円を市が収納したことを議会事務局関係書類及び成田市執行管理システムにより確認した。

④ リベラル成田

リベラル成田は、平成29年6月7日付で平成27年度(5月～3月分)政務活動費収支報告書(修正)を議長に提出した。その内容は、同報告書の支出における調査研究費を「858,400円」から「214,597円」に修正し、支出合計額を「2,576,537円」から「1,932,734円」に修正し、交付額「1,980,000円」との差額「47,266円」を返還するというものであった。

同月12日、政務活動費47,266円を市が収納したことを議会事務局関係書類及び成田市執行管理システムにより確認した。

⑤ 新風成田

新風成田は、平成29年6月7日付で平成27年度(5月～

3月分) 政務活動費収支報告書(修正)を議長に提出した。その内容は、同報告書の支出における調査研究費を「728,756円」から「202,764円」に修正し、支出合計額を「2,343,156円」から「1,817,164円」に修正し、交付額「1,980,000円」との差額「162,836円」を返還するというものであった。

同月12日、政務活動費162,836円を市が収納したことを議会事務局関係書類及び成田市執行管理システムにより確認した。

9 監査対象事項に対する判断

以上のような事実関係の確認、監査対象部局及び関係人の陳述等に基づき、本件監査請求について次のように判断する。

(1) 監査実施にあたっての考え方

政務活動費は、市長その他の執行機関が行う施策の評価や監視、政策立案に必要な政務調査及び市民の福祉増進につながる様々な活動に要する経費を、議会の自立性のもとに支弁するものである。したがって、会派及び議員がどのような政務調査を行い、どのような経費を政務活動費として支出するかについては、会派又は議員がその活動の実態に照らして行うものを最大限尊重すべきである。

一方で、政務活動費の財源は、市民の経済的負担に依拠していることから、無制約の支出が認められているものではなく、成田市においては、条例第7条別表において政務活動費を充てることができる経費の範囲が定められている。そして、その取り扱いについては基準が定められており、政務活動費は基準に適合する支出であることが必要である。

このことから、本件監査を進めるにあたっては、法の趣旨や条例、規則、判例等に照らし、他方、透明性の確保、説明責任の観点にも留意しつつ監査を実施した。

(2) 政務活動費(電話料金)についての判断基準

請求人は、議員が会派を経由して提出した領収書記載の固定電話は、各議員の自宅に設置されており、家族と共同で使用していると思われ、議員が所有する携帯電話の使用は、調査研究活動以外の会派活動や議員個人の使用が含まれていると思われ区別できない。このことから、明確に区別することができない電話料金は50%の按分をもって政務活動費として請求することが妥当であり、残り半額の返還を求めている。

条例によれば、成田市議会においては、政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費収支報告書に政務活動に係る支出の領収書又はこれに準ずる書類を添えて、議長に提出しなければならないとされている。

交付を受けた政務活動費をどの政務活動に支出するかは、会派及び議員の

自主性及び自立性を尊重し、その裁量に委ねられている。このことから、政務活動として電話料金の支出があると思われるにも関わらず、電話料金の一部又は全額を計上していない議員がいる一方で、本件のように、全額又は上限額を計上している議員がいるなど対応がさまざまであり、政務活動費を考える場合、支出項目を網羅したうえで検証すべきである。

一方で、電話料金に限ると、請求人の主張するとおり、会派において、少なくとも収支報告書を提出する前の段階において、電話料金の内訳として私的使用と公的使用、また、公的使用のうち政務活動とその他の議員活動との区別等をつけていたとは認められない。

このことから、電話料金の全額、又は上限額をもって、その全額が政務活動に充てられたと解することは困難であると言わざるを得ない。

しかしながら、まったく政務活動に充てられていないと解することも実情に反するものと解される。

交付された全額が政務活動に充てられたとは解されない以上、会派に対しては一定の金額の返還等必要な措置を求めるべきではあるが、電話料金の使用目的別の料金を個別に特定することは困難であり、政務活動費としての電話料金を具体的に算定することはできない。

以上のことから、最近の判例及び社会通念を踏まえ、按分した額をもって政務活動に充てられた電話料金とすべきである。

(3) 本件会派の政務活動費（電話料金）について

① 政友クラブ

会派所属議員9人の電話料金について、使用状況に応じて適切に判断した按分割合に基づき、政務活動費として計上すべきであり、政友クラブについては、収支報告書を検証し、返還等適切な措置を講じるべきである。

なお、「8 事実の確認 (5) 政務活動費の修正及び返還について」に記載のとおり、政友クラブからの収支報告書の修正により、交付額と修正後の支出額との差額が返還されており、その結果、返還すべき額は認められなくなった。

② 豪政会

会派所属議員3人の電話料金について、使用状況に応じて適切に判断した按分割合に基づき、政務活動費として計上すべきであり、豪政会については、収支報告書を検証し、返還等適切な措置を講じるべきである。

なお、「8 事実の確認 (5) 政務活動費の修正及び返還について」に記載のとおり、豪政会からの収支報告書の修正により、交付額と修正後の支出額との差額が返還されており、その結果、返還すべき額は認められなくなった。

③ 成田自民の会

会派所属議員4人の電話料金について、使用状況に応じて適切に判断した按分割合に基づき、政務活動費として計上すべきであり、成田自民の会については、収支報告書を検証し、返還等適切な措置を講じるべきである。

なお、「8 事実の確認 (5) 政務活動費の修正及び返還について」に記載のとおり、成田自民の会からの収支報告書の修正により、交付額と修正後の支出額との差額が返還されており、その結果、返還すべき額は認められなくなった。

④ リベラル成田

会派所属議員3人の電話料金について、使用状況に応じて適切に判断した按分割合に基づき、政務活動費として計上すべきであり、リベラル成田については、収支報告書を検証し、返還等適切な措置を講じるべきである。

なお、「8 事実の確認 (5) 政務活動費の修正及び返還について」に記載のとおり、リベラル成田からの収支報告書の修正により、交付額と修正後の支出額との差額が返還されており、その結果、返還すべき額は認められなくなった。

⑤ 新風成田

会派所属議員2人の電話料金について、使用状況に応じて適切に判断した按分割合に基づき、政務活動費として計上すべきであり、新風成田については、収支報告書を検証し、返還等適切な措置を講じるべきである。

なお、「8 事実の確認 (5) 政務活動費の修正及び返還について」に記載のとおり、新風成田からの収支報告書の修正により、交付額と修正後の支出額との差額が返還されており、その結果、返還すべき額は認められなくなった。

(4) 結論

以上(1)(2)(3)のとおり、上記の政務活動費の支出の内には、会派が政務活動費を充てることができないと認められるものがあつたものの、いずれの会派も当該支出に係る政務活動費について修正の上返還しており、市長が政務活動費の返還請求をすべき支出は存しない。

したがって、本件監査請求には理由がないものと判断する。

10 監査委員の意見

政務活動費は、議員の調査研究活動を活発にして、議会の審議能力を強化するものであり、市政の課題や市民の意思を把握しながら、市政に反映させる活動の推進その他住民福祉の増進を図るため必要かつ重要な制度である。

また、どのような政務活動を行い、その費用をどのように支出するかは、会派及び議員が自主的・自立的に決定すべきであり、その裁量に委ねるべきものであることが法及び条例の趣旨である。

しかしながら、政務活動費の財源については、市民の経済的負担に依拠しているものであることから、無制約の支出が認められるものではなく、会派及び議員の市政に関する調査研究に資するため、必要な経費の一部を交付するという制度の趣旨に鑑み、市民への説明責任を果たす観点から、自らがその用途の透明性を高めていくべきである。

また、昨今、一部の自治体において不適正な政務活動費の使われ方が新聞

等で取り上げられ、政務活動費に対する市民の関心はこれまで以上に高まっている。

これらのことから、議会におかれては、政務活動費の使途に関し、市民からの疑念や誤解を招かないよう、今回の改訂基準の周知徹底と遵守を図るとともに、今後も、社会情勢や他の自治体の取り組み等も踏まえながら適宜見直しを行うなど、政務活動費のより一層の適正な執行と透明性の確保を期待するものである。

また、議会事務局においては、収支報告書の記載内容や添付書類等の確認を十分に行い、適正な運用に努められたい。